

神奈川地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程

第1条 神奈川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）運営規程第3条の規定に基づき、特別小委員会を設ける。

第2条 特別小委員会は、次の各号に定める事項を調査審議する。

- 一 審議会の決議に基づき昭和61年2月の中央最低賃金審議会答申による関係労働者または関係使用者の申出にかかる特定最低賃金の新設及び改正に関する事項
- 二 前号に定める事項のほか、審議会運営規程第3条に基づく特定の事案に関する事項

第3条 特別小委員会は、公益を代表する委員、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員各同数をもって組織し、その委員（以下「特別小委員」という。）の総数は、9人とする。

第4条 特別小委員会に委員長（以下「委員長」という。）を置く。

- 2 委員長は、公益を代表する特別小委員の内から、特別小委員の互選により選出する。
- 3 委員長は特別小委員会の会議を招集する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選挙されたものが委員長の職務を代理する。

第5条 委員長は、会議を召集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除いて、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を、特別小委員に通知するとともに、神奈川労働局長に通知するものとする。

第6条 特別小委員は、会議において発言する場合には、委員長の許可を得るものとする。

第7条 特別小委員会は、審議した事項の結果については、速やかに審議会に報告するものとする。

第8条 特別小委員は、委員長が必要と認める場合、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 特別小委員が欠席する場合は、その旨を事前に委員長に報告するものとする。

第9条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、昭和61年7月4日から施行する。

附則

この規程は、平成元年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成3年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成4年5月11日から施行する。

附則

この規程は、平成6年5月9日から施行する。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成13年5月8日から施行する。

附則

この規程は、平成20年8月8日から施行する。

附則

この規程は、令和3年7月2日から施行する。